

## 秋田県告示第189号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年4月8日

秋田県知事 佐竹敬久

### 1 施行者の名称

秋田市

### 2 都市計画事業の種類及び名称

河辺都市計画下水道事業 秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道

### 3 事業施行期間

平成元年7月18日から平成29年3月31日まで

### 4 事業地

#### (1) 収用の部分

平成元年秋田県告示第486号、平成6年秋田県告示第211号、平成11年秋田県告示第177号、平成14年秋田県告示第270号及び平成23年秋田県告示第192号の事業地に、河辺和田字宮崎、字高屋敷、河辺神内字坂ノ下、字鶴巻、字一本柳、字太田面、字神内、河辺大張野字水口沢を加える。

平成元年秋田県告示第486号、平成6年秋田県告示第211号、平成11年秋田県告示第177号、平成14年秋田県告示第270号及び平成23年秋田県告示第192号の事業地のうち、河辺諸井字後野中島、河辺北野田高屋字小高、河辺和田字式田において事業地を変更する。

#### (2) 使用の部分

変更なし

## 秋田県告示第190号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年4月8日

秋田県知事 佐竹敬久

### 1 施行者の名称

秋田市

### 2 都市計画事業の種類及び名称

秋田都市計画下水道事業 秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道

### 3 事業施行期間

昭和51年7月16日から平成29年3月31日まで

### 4 事業地

#### (1) 収用の部分

昭和51年秋田県告示第501号、昭和59年秋田県告示第157号、昭和60年秋田県告示第124号、昭和61年秋田県告示第387号、昭和63年秋田県告示第698号、平成4年秋田県告示第673号、平成7年秋田県告示第416号、平成10年秋田県告示第128号、平成11年秋田県告示第119号、平成15年秋田県告示第36号、平成20年秋田県告示第174号及び平成23年秋田県告示第190号の事業地に、金足岩瀬字小鹿瀬、字佐戸沢、字前山、字岩瀬、字後田、字長田、字大表、字山王田、字才ノ浜、金足大清水字家ノ下、字大清水台、金足下刈字財ノ浜、字林中、字館越、字芹田、金足堀内字神田、字堀内、字小栗、金足浦山字岩崎、字松葉崎、字金ヶ崎、字浦山、金足高岡字八幡田、字稻荷林、字古館、字二本松、字猪沢、金足片田字駒込、字竹原、字コフラケ、字待入、字荻又、字松ノ木、字山崎、字野尻、字深田、字横関、字鳩坂、金足吉田字深田、字羽中、松ノ下、字イカリ、金足黒川字沖川端、字黒川、字深田、字上ノ山、字後田、字内畑、金足鳩崎字石神、字細首、字三十刈、字家ノ前、字後山、字鳩崎、金足小泉字上前を加える。

昭和51年秋田県告示第501号、昭和59年秋田県告示第157号、昭和60年秋田県告示第124号、昭和61年秋田県告示第387号、昭和63年秋田県告示第698号、平成4年秋田県告示第673号、平成7年秋田県告示第416号、平成10年秋

田県告示第128号、平成11年秋田県告示第119号、平成15年秋田県告示第36号、平成20年秋田県告示第174号及び平成23年秋田県告示第190号の事業地のうち、金足下刈字北野、字前田、金足小泉字潟向、添川字添川、浜田字大森山、字潟端において事業地を変更する。

- (2) 使用の部分  
変更なし